

高 介 第 2 5 1 6 - 2 号
平 成 2 5 年 3 月 2 7 日
(最終改正 令和3年4月1日)

埼玉県内各関係施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部高齢介護課長
沢 辺 範 男
(公印省略)

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について（通知）

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年埼玉県条例第65号）及び介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）については、平成24年12月25日に公布され、県独自の基準を除き、公布の日から施行されています。県独自の基準については、平成25年4月1日から施行されます。

については、県独自基準の施行に伴い、条例の運用について別添のとおりお示しますので、十分御了知の上、運用くださるようお願いいたします。

担当 施設・事業者指導担当 鈴木・浅見
電話 048-830-3247
電子メール a3240-11@pref.saitama.lg.jp

(別添 1)

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年埼玉県条例第 65 号）の全面施行について

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)(いわゆる第 1 次一括法)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)(いわゆる第 2 次一括法)により、社会福祉法及び老人福祉法が一部改正され、これまで省令で定められていた施設の基準を条例で定めることとなった。このため、本県の基準を定める条例を制定した。

この条例は、平成 24 年 12 月 25 日に公布され、県独自の基準を除き、公布の日から施行されている。県独自の基準は平成 25 年 4 月 1 日に施行されるため、同日から全面施行となる。

2 内容

(1) 項目

- ア 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- イ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- ウ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(2) 運用

ア～ウの基準の規定のうち参酌基準等を定める省令の規定と同じ内容を定める部分については、県が別に示す場合を除き、省令に係る厚生労働省の通知等のおおりに運用するものとする。(県が別に示す場合には、その事項に関する厚生労働省の通知等の該当箇所の内容にかかわらず、県が別に示すとおりの運用となる。)

なお、地域密着型特別養護老人ホームについては、介護保険法上の指定が市町村長であるので、施設が所在する市町村の指定基準の条例にも十分留意すること。

3 本県独自の基準の内容

(1) 非常災害対策

ア 趣旨

埼玉県地域防災計画に沿って食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄を努力義務とする。

イ 内容

施設は、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

ウ 対象

軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

エ 運用

施設は、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる次のような物資の備蓄に努めなければならない。

- (ア) 非常用食料(老人食等の特別食を含む)(3日分)
- (イ) 飲料水(3日分)
- (ウ) 常備薬(3日分)
- (エ) 介護用品(おむつ、尿とりパッド等)(3日分)
- (オ) 照明器具
- (カ) 熱源
- (キ) 移送用具(担架、ストレッチャー等)

(2) 特別養護老人ホームの居室定員

ア 趣旨

居室定員については、利用者の需要や市町村の意向など、地域における実情を十分に踏まえて整備を行う。

多床室の整備を行う場合は、入所者のプライバシーの確保に留意する。

既存施設については、増築や建て替える際にこの基準が適用になる。

イ 内容

居室定員1人(知事が認める場合は、4人以下とすることができる。)

ウ 運用

(ア) 知事が認める場合（平成24年埼玉県告示第1744号）

プライバシーを確保するために必要な形状を有する固定の間仕切り等を設けた場合とする。ただし、居室の定員を二人とした場合で、かつ、配偶者等と共に入所する場合において入所者へのサービスの提供上必要と認められるときは、当該間仕切り等を設けないことができる。

(イ) 「プライバシーを確保するために必要な形状を有する固定の間仕切り等」について

固定の間仕切り等は、入所者が居室において^{ぎょうが}仰臥位・座位・立位の状態で、他の入所者の視線を遮る高さ^{と幅}を有し、かつ、居室の安全・環境に配慮したものとしなければならない。

固定の間仕切り等の材質及び設置方法等は、建築基準法、消防法その他関係法令に定めがある場合は、それらに適合するものでなければならない。

また、スプリンクラー、照明及び換気その他の設備の設置・運用並びに居室の通風及び採光等に支障がなく、かつ、非常災害時における避難及び安全確保に支障とならないよう、定期的の間仕切り等の設置状況を確認しなければならない。

固定の間仕切り等がない面は、入居者ごとに専用のカーテン等でプライバシーを確保しなければならない。

「固定の間仕切り等」の「等」は、家具及び建具を想定している。

(ウ) 「居室の定員を二人とした場合で、かつ、配偶者等と共に入所する場合において入所者へのサービスの提供上必要と認められるとき」について

夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができ、その際は、間仕切り等を設けないことができる。

(別添 2)

介護保険法施行条例（平成 24 年埼玉県条例第 66 号）の全面施行について

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)(いわゆる第 1 次一括法)及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 72 号)により、介護保険法が一部改正され、これまで省令で定められていた事業及び施設の基準等を条例で定めることとなった。このため、本県の基準を定める条例を制定した。

この条例は、平成 24 年 12 月 25 日に公布され、県独自の基準を除き、公布の日から施行されている。県独自の基準は平成 25 年 4 月 1 日に施行されるため、同日から全面施行となる。

2 内容

(1) 項目

- ア 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等
- イ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等
- ウ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- エ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- オ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

(2) 運用

ア～オの基準の規定のうち参酌基準等を定める省令の規定と同じ内容を定める部分については、県が別に示す場合を除き、省令に係る厚生労働省の通知等のおおりに運用するものとする。(県が別に示す場合には、その事項に関する厚生労働省の通知等の該当箇所の内容にかかわらず、県が別に示すとおりの運用となる。)

3 本県独自の基準の内容

(1) 非常災害対策

ア 趣旨

埼玉県地域防災計画に沿って食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄を努力義務とする。

イ 内容

施設は、利用者等の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

ウ 対象

(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 短期入所生活介護、
(介護予防) 短期入居療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

エ 運用

- (ア) 非常用食料(老人食等の特別食を含む)(3日分)
- (イ) 飲料水(3日分)
- (ウ) 常備薬(3日分)
- (エ) 介護用品(おむつ、尿とりパッド等)(3日分)
- (オ) 照明器具
- (カ) 熱源
- (キ) 移送用具(担架、ストレッチャー等)

(2) 事故防止

ア 趣旨

事故の発生を防止するため、介護サービス提供時における利用者の安全の確保を努力義務とする。

イ 内容

居宅サービス及び介護予防サービスの基準に、「サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない」と規定した。

(施設サービスの基準については、参酌基準である省令に定められているので、そのとおり規定した。)

ウ 運用

事故防止に係る一般的な規定である。これは、現に県が指導している内容（※）について、明確な根拠を与えるものであって、事業者新たに特別な義務を課すものではない。

※ 通所介護や短期入所生活介護等での送迎の際の安全確保及び施設等での入浴介助時の安全確保（特別な指導（通知等）がない分野・サービスについては、通常的安全配慮や注意義務）をいう。

（３） 介護老人福祉施設の居室定員

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の特別養護老人ホームの居室定員と同趣旨であり、運用も同じであるのでそちらを参照すること。

（４） 特定施設入居者生活介護の設備

平成20年2月18日付け介護第910号埼玉県福祉部介護保険課長通知については、平成25年3月31日までの指定について適用し、同日廃止する。平成25年4月1日以後の指定については、この通知の定めるところによる。

ア 浴室について

（ア） 厚生労働省の通知（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」平成11年9月17日老企第25号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）において「入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする」とされているが、「特別浴槽」とは、リフトを備えたものや機械浴槽等を想定している。

（イ） 居室のある階に設けるなど利用者が利用しやすいものでなければならない。

イ 廊下は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める幅を確保するなど、利用者が車いす等を利用している場合であっても円滑に移動することが可能な空間と構造を有しなければならない。

（ア） 居室内に便所及び洗面設備がある場合 片廊下 1.4m 以上、中廊下 1.8m 以上

（イ） 上記以外の場合 片廊下 1.8m 以上、中廊下 2.7m 以上

- ウ 汚物の処理においては、他の設備と区分された一定のスペースを有する汚物処理室を設置するなど、衛生的な管理を行わなければならない。
- エ 介護材料等の保管・管理にあたっては、介護材料室やリネン室を設置するなど、介護材料やリネン類を衛生的に保管、管理しなければならない。

4 その他の留意事項

ア 要介護者が利用する施設のエレベーターについて

設置するエレベーターは、1台を寝台利用が可能なものとするなど、要介護者の状態の悪化に対応できる設備・構造でなければならない。

イ 施設に看護・介護職員室を設ける場合は、次のとおりとすること。

(ア) 居室に近接して設けるなど円滑にサービス提供ができるようなものでなければならない。1か所については、看護職員が扱う薬品等の管理・保管が適切に行える構造（利用者が無用に立ち入れない部分がある構造。ただし事務室等に保管する場合を除く。）を有したものとするなど、医薬品その他を適正に管理できる設備・構造としなければならない。

(イ) 看護・介護記録等の保管にあたっては、関係者以外がそれらの記録を閲覧できないよう、施錠可能な保管庫等必要な設備を設けること。

(ウ) 仮眠等のできる休憩場所を設置していること。

(エ) 職員が使用できる便所（手洗いが可能な構造も有するもの）を各階に設置するなど、衛生管理・感染症予防に適したものでなければならない。

ウ 相談室又は会議室を施設に設置するなど、入所（入居）者等のプライバシーに配慮して相談、面談又は会議を行わなければならない。

エ 施設の調理室又は配膳室について

調理室又は配膳室を設ける場合は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」

（平成9年3月24日付け衛食第85号）に定める事項を遵守できる設備を設置するなど、衛生管理を徹底しなければならない。

オ 看護・介護職員等のための更衣室又は更衣場所を施設に設置するなど、適切に衛生管理・感染症予防に努めなければならない。